

東石井・天山地区電線共同溝PFI事業

事業者選定基準

平成29年10月

国土交通省四国地方整備局

目次

1.	事業者選定基準の位置づけ	1
2.	事業者選定の方法	1
	(1) 選定方法の概要	1
	(2) 事業者選定の体制	1
3.	審査の手順	2
4.	第一次審査	3
	(1) 競争参加資格の審査	3
5.	第二次審査	3
	(1) 第二次審査の手順及び方法	3
	(2) 事業提案の位置づけ	4
	(3) 事業提案の審査方法	5
6.	総合評価の概要	10
	(1) 総合評価の計算式	10
	(2) 総合評価の模式図	10

1. 事業者選定基準の位置づけ

本事業者選定基準は、国土交通省四国地方整備局（以下「四国地方整備局」という。）が落札者を決定するにあたって、もっとも優れた提案者を選定するための方法、評価基準等を示したものであり、入札に参加しようとする者に交付する「入札説明書」と一体のものである。

2. 事業者選定の方法

(1) 選定方法の概要

本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）には、PFIや施設の整備及び維持管理等の専門的な知識やノウハウが求められる。そのため、事業者の選定にあたっては、事業提案及び入札価格の総合的な評価結果に基づいて決定する総合評価落札方式を採用する。

また、審査は、第二次審査に進むための競争参加希望者の資格、実績等の有無を判断する「第一次審査」と、第一次審査資料を提出した民間事業者（以下「応募者」という。）の提案内容等を審査する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

第一次審査における審査結果は、第二次審査のための提案を提出できる有資格者を選定するためのものであり、第二次審査に第一次審査の結果は影響しない。

(2) 事業者選定の体制

四国地方整備局が総合評価落札方式を実施するにあたり、専門的見地からの意見を参考とするために、「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業有識者等委員会」（以下「有識者等委員会」という。）を設置する。有識者等委員会は、各応募者からの提案に対する評価案を四国地方整備局に報告し、四国地方整備局はこれを受けて、事業者選定を実施する。

有識者等委員会の構成は以下のとおりである。

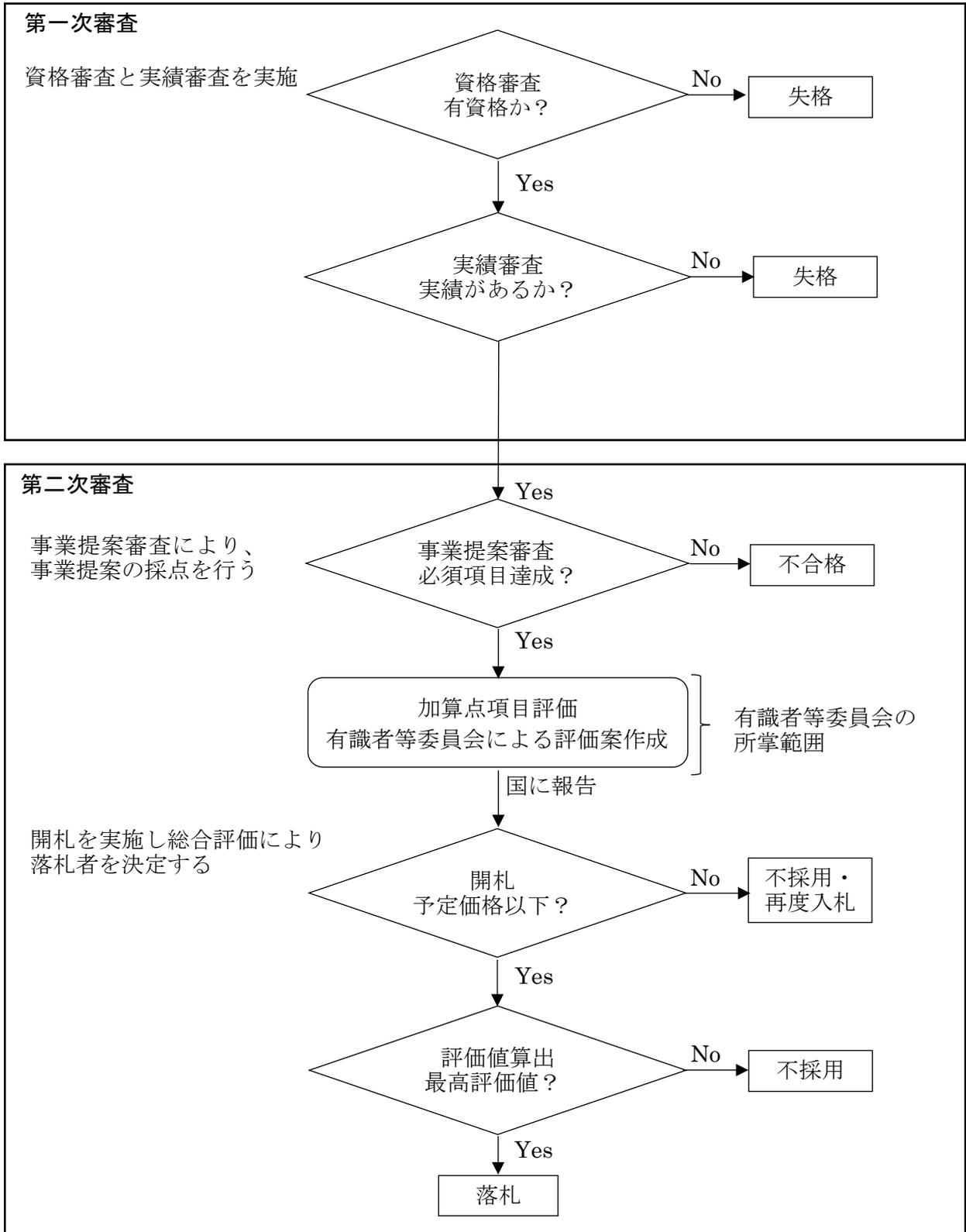
有識者等委員会 委員

松村 暢彦	愛媛大学 社会共創学部環境デザイン学科 教授
二神 透	愛媛大学 防災情報研究センター 准教授
鈴木 茂	松山大学 名誉教授
兼平 裕子	愛媛大学 法文学部人文社会学科 教授
鳥羽 保行	国土交通省 四国地方整備局 松山河川国道事務所 所長

(敬称略)

3. 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。



4. 第一次審査

第二次審査のための提案等を行う応募者として適正な資格と必要な能力があると認められるに値する実績を有するかを審査するものである。

第一次審査の手順は以下のとおりである。

(1) 競争参加資格の審査

応募者が入札説明書等に示す資格要件及び実績等の要件を満たしているか否かの審査を行う。

5. 第二次審査

総合評価落札方式により落札者を決定するため、応募者の提案内容等を審査するものである。

(1) 第二次審査の手順及び方法

第二次審査の手順は、以下のとおりである。

1) 事業提案審査

応募者からの提出書類の各様式に記載された内容（以下「事業提案」という。）を審査する。ただし、事業提案に、計画地外など要求範囲外の提案が記載されていた場合、その部分は採点対象としない。

① 必須項目審査

事業提案が要求水準（必須項目）をすべて充足しているか否かの審査を行い、事業提案がすべての要求水準を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない場合は欠格とする。

適格者には、基礎点600点を付与する。

なお、要求水準とは「東石井・天山地区電線共同溝PFI事業に関する要求水準書」（入札説明書 添付2）及び「事業者等が付す保険等」（入札説明書 添付4）（以下、下線を「要求水準書等」という。）に定める要求水準をいう。

② 加算点項目審査

事業提案のうち四国地方整備局が特に重視する項目（加算点項目）について、その提案が優れていると認められるものは、その程度に応じて加算点を付与する。加算点は全体で400点満点とし、各加算点項目の配点は、(3)事業提案の審査方法 3) で示す。

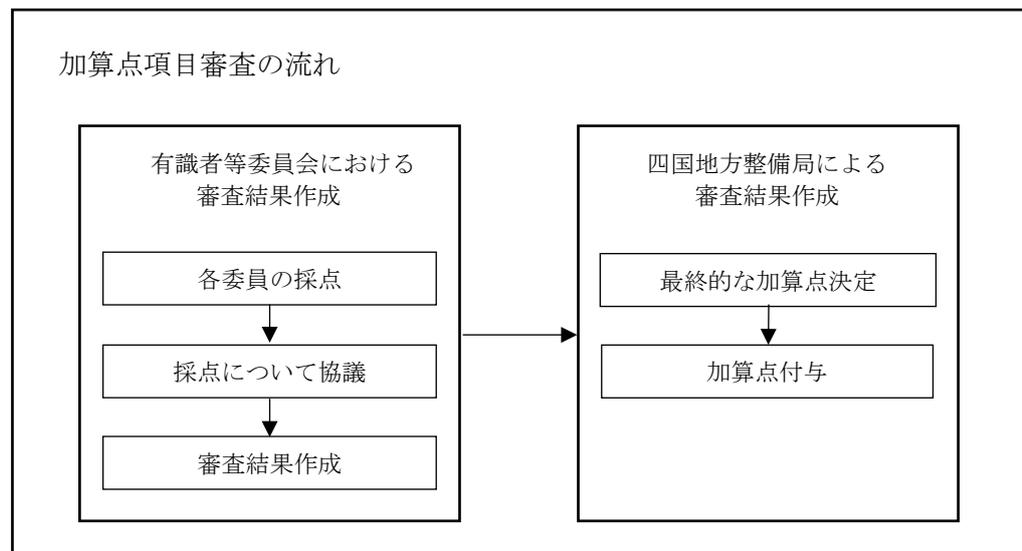
(ア) 有識者等委員会における採点・審査結果案作成

有識者等委員会において、(3)事業提案の審査方法 3) で示す加算項目の内容について優れた提案がされているかを、各委員が審査し、評価基準に基づいて各提案の

採点を行う。有識者等委員会は、委員の採点を踏まえて協議の上、とりまとめ、審査結果案を作成し、四国地方整備局に提出する。なお、有識者等委員会は、民間事業者に対してヒアリングを実施し、提案内容を確認する場合がある。

(イ) 四国地方整備局による審査結果の決定・加算点付与

四国地方整備局は、審査結果案をもとに、加算点を決定し、上記①必須項目審査により付与された基礎点に加算点を付加する。



2) 開札

入札価格が予定価格の範囲内か否かを確認する。

全ての応募者の入札価格が予定価格を超えている場合は、再度入札を行う。

3) 総合評価

① 落札者の決定

予定価格の範囲内の入札価格を提示した応募者それぞれについて、1)の事業提案審査による提案の得点及び4)の入札価格をもとに総合評価を実施し、落札者を決定する。なお、同点の場合には、くじにより落札者を決定する。

② 評価内容の公表

四国地方整備局は、落札者を決定した後、有識者等委員会の議事内容を参考に加算点項目について評価した内容を明確化し、事業提案に関する評価内容を公表する。

(2) 事業提案の位置づけ

落札者の提示した事業提案は、事業者との事業契約書にその内容が反映されるとともに、事業者は、これを履行しなければならない。また、ヒアリングにおいてなされた事業提案に

対する質問への回答も同様とする。

総合評価落札方式においては、事業提案が入札書の一部を構成するため、以下の範囲について契約上の拘束力を有する。

1) 加算点項目における評価内容

加算点項目は、要求水準以上の事業提案が行われ、かつ当該提案内容が加算点項目の評価基準に合致すると判断されたことにより、得点が付与される。このため加算点項目における評価内容は、四国地方整備局及び落札者が協議により実施方法を明確化し、契約締結時の要求水準とする。

(3) 事業提案の審査方法

1) 共通事項

審査にあたっては、文章による提案を評価することを原則とする。提示を求める図面あるいはイメージ図等（以下「図面等」という。）は、文章による記載内容の妥当性・現実性や各記載事項間での矛盾の有無を判断・確認するための補足資料であり、文章による記載内容と図面等に矛盾がある場合、文章による記載内容が優先するものとする。

2) 必須項目審査

必須項目について、事業提案の内容が要求水準を充足しないことがないか否かを、要求水準書等をもとに審査する。なお、提案書類及び図面（様式）、提案において求める記載事項は、「様式集および記載要領」（入札説明書 添付3）に示す。

事業提案は、四国地方整備局が求める要求水準に対して、どのように対処するのかを具体的かつ詳細に記載することが求められる。四国地方整備局は、事業提案に示す方法について、内容が妥当であり、当該提案に従って事業を実施すれば要求水準を充足させることが可能であると判断できる場合に、これを充足するものと判断する。

3) 加算点項目審査

① 審査の概要

提案内容が要求水準（必須項目）を充足し、四国地方整備局が特に重視する要求水準項目（加算点項目）について、更に優れた内容であるか否かを評価基準に基づき審査を行う。評価基準は加算点項目ごとに設定され、また各加算点項目には配点が付される。加算点項目の概要及び配点は後述③及び④に記載する。

② 評価（採点）方法

加算点項目毎に、各評価基準に基づき、「段階評価」を行う。

(ア) 評価の基本的概念としては、要求水準を満たしていることが前提となるため、要求水準を満たしていれば0点、要求水準を超え、よりよい提案がなされている場合に加算点の付与を行う。

(イ) 評価ランクについては、A、B、C、D、Eの5段階評価を基本とする。

5段階評価の評価ランク、評価内容及び点数化の方法

評価ランク	評価内容	得点割合
A	特に秀でて優れている	配点×100%
B	秀でて優れている	配点×75%
C	優れている	配点×50%
D	わずかに優れている	配点×25%
E	優れてはいない	配点×0%

※「優れている」とは、「業務理解度」「実施手順」「的確性」「項目間の整合性」「実現性」「独創性」等を着目点として評価する。

(ウ) 加算点項目及び配点

加算点項目	配点
I 事業計画全般に関する事項	100
II 設計業務に関する事項	150
III 工事業務に関する事項	90
IV 維持管理業務に関する事項	60
計	400

④ 加算点項目及び評価基準

I 事業計画全般に関する事項

評価項目	評価の視点	評価基準	配点	
事業実施方針・体制	事業を実施する上での目標・重視する点及び事業全体のマネジメント方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の実施を通じた社会的貢献の観点から、事業を取り巻く社会・経済的要請に適切に応えうる提案、かつ実施体制と契約スキームが整合しており、事業履行の確実性が高い提案となっているか。 ・ 四国地方整備局との円滑で的確な意思疎通が図られ、かつ本事業の内容を踏まえた事業実施のコンセプトが体现できる体制となっているか。 	15	30
	各企業の専門性や実績等に応じたリスク分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者及び各構成員・協力会社間のリスク分担に対する考え方が明快であり、考え方に対応した分担内容となっているか。 ・ 四国地方整備局が求める付保水準以上の必要かつ適切な保険が付されており、本事業の安定性向上や四国地方整備局の負担軽減などの効果が見込まれるか。 	15	
資金調達計画	資金調達・償還計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の内容を十分に考慮し、事業の安定性確保のための十分な資本金額が設定されており、提案された出資額が確実に調達できるか。 ・ 事業の内容や支払等の条件に対応した、より明確な資金調達条件・債務償還の条件が示されているか。 	20	40
	予備的資金の確保、資金不足時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設期間中の金利支払い及び金利変動リスクに対して対策が講じられているか。 ・ 不測の事態に対応するために実効性の高い資金手当が見込まれているか。 	20	
財務・資金管理計画	事業内容に応じた財務・資金管理手法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の安定的継続性が見込まれる財務・資金管理手法が講じられているか。 ・ 多様な事態を予測した財務・資金管理手法が手当てされているか。 	15	30
	事業安定性確保のための財務上のモニタリング方策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務面での自己監視を徹底する体制・手法が提案されており、事業の継続に向けてより適切で効果的なモニタリング手法となっているか。 ・ 発注者等の財務モニタリングが簡便かつ効果的に実施できるような協力方法の提案がなされているか。 	15	

II 設計業務に関する事項

評価項目	評価の視点	評価基準	配点	
事前準備について	既存地下占用物件・支障物件の調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性に考慮した具体的かつ効果的な対象物件の抽出方法・調査方法が提案されているか。 ・ 調査実施位置、調査時の安全管理、調査結果の整理方法等に関する具体的かつ有効な提案がなされているか。 	15	30
	家屋や地下水利用者の調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性に考慮した具体的かつ効果的な対象箇所の設定方法・調査方法が提案されているか。 ・ 対象者との調整方法、調査時の安全管理、結果の整理方法等に関する具体的かつ有効な提案がなされているか。 	15	
関係者との調整	入線者との調整方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入線者との調整を円滑に進めるための具体的かつ有効な方法が提案されているか。 ・ 入線者と調整する具体的な項目等が提案されているか。 	15	30
	その他の行政機関との調整方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管警察署及び支障移設物管理者等との調整を円滑に進めるための具体的かつ有効な方法が提案されているか。 ・ 上記機関と調整する具体的な項目等が提案されているか。 	15	
設計にあたって	良好な道路空間形成の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な道路空間を形成するため、歩行者や自転車等に配慮した具体的かつ有効な提案がなされているか。 ・ 良好な景観や街並み形成に配慮した地上機器の設置場所等に関する具体的かつ有効な提案がなされているか。 	30	90
	適切な工程管理の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を計画工程通りに進めるための適切な工程管理が検討されているか。 ・ 工種の設定等において、有効な工夫が提案されているか。 	15	
	適切な設計・照査体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業を円滑に進めるにあたり必要となる管理・担当・照査等の技術者が適切に配置されているか。 ・ 設計・照査の実施にあたり必要となる項目が具体的かつ網羅的に検討されているか。 	15	
	維持管理コスト縮減と維持管理の容易さを考慮した設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国地方整備局が求める機能・性能を低下させることなく、ライフサイクルコストを縮減できる具体的かつ有効な提案がなされているか。 ・ 維持管理段階において、容易かつ効率的に管理できる具体的かつ有効な提案がなされているか。 	30	

Ⅲ 工事業務に関する事項

評価項目	評価の視点	評価基準	配点	
事前準備について	適切な施工計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> 工事を円滑に遂行するための適切な施工計画が提案されているか。 施工ヤード及び資機材の確保等について、具体的かつ有効な検討がなされているか。 	15	30
	沿線周辺者への配慮（周知等）に関する方策	<ul style="list-style-type: none"> 工事の実施にあたり、沿線関係者との調整を円滑に進めるための具体的かつ有効な方法が提案されているか。 沿線関係者と調整する具体的な項目等が提案されているか。 	15	
関係者との調整	関係機関（道路管理者等）との調整方法	<ul style="list-style-type: none"> 道路管理者及び所管警察署等との調整を円滑に進めるための具体的かつ有効な方法が提案されているか。 上記機関と調整する項目等が具体的かつ網羅的に提案されているか。 	15	30
	施工時の沿線住民との工事調整方法	<ul style="list-style-type: none"> 沿線住民との調整を円滑に進めるための具体的かつ有効な方法が提案されているか。 沿線住民と調整する項目等が具体的かつ網羅的に提案されているか。 	15	
工事にあたって	品質確保の方策	<ul style="list-style-type: none"> 品質確保に関し、優れた提案がなされているか。 品質確保の提案内容を確認できる実績及び根拠等の資料が示されているか。 	15	30
	交通規制への安全確保・渋滞対策	<ul style="list-style-type: none"> 歩行者・自転車及び第三者等に対する安全確保対策について、具体的かつ有効な配慮がなされているか。 工事による道路利用者への影響を最小限に抑えるための適切な渋滞対策が検討されているか。 	15	

Ⅳ 維持管理業務に関する事項

評価項目	評価の視点	評価基準	配点	
点検・補修について	日常点検・補修	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に点検を行い、破損、劣化、変形等の不具合箇所に補修を行うことにより、所要の性能を発揮できる状態を維持できる計画となっているか。 適切な台帳の作成及び管理・更新方法が検討されているか。 	15	30
	非常時・災害時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 非常時・災害時に対応する体制について、具体的かつ有効な提案がなされているか。 非常時・災害時の対処方法について、具体的かつ有効な提案がなされているか。 	15	
調整業務について	入線等の調整方法	<ul style="list-style-type: none"> 入線手続きの調整を円滑に進めるための具体的かつ有効な方法が提案されているか。 新たな入線者との調整を円滑に進めるための具体的かつ有効な方法が提案されているか。 	15	30
	既存占用物件等の調整方法	<ul style="list-style-type: none"> 既存の占用物件の調整を円滑に進めるための具体的かつ有効な方法が提案されているか。 抜柱時期等の調整を円滑に進めるための具体的かつ有効な方法が提案されているか。 	15	

6. 総合評価の概要

入札価格及び提案内容の得点（基礎点+加算点）に基づき、以下の計算式で評価値を算定して提案書の順位付けを行い、最終的な落札者を決定する。

(1) 総合評価の計算式

$$\text{評価値} = \frac{\text{提案内容の得点}}{\text{入札価格}}$$

(2) 総合評価の模式図

